

目黒区心身障害者センター条例第3条第4号に掲げる事業に係る使用料に関する要綱

平成28年4月1日付け目健障第6059号決定

1 目黒区心身障害者センター条例(平成12年9月目黒区条例第48号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき区長が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、1月につき、第1号に掲げる数に第2号に掲げる額を乗じて得た額とする。

(1) 同一の月に受けた条例第3条第4号に掲げる事業について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)による廃止前の「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第169号)別表の6八に掲げる併設型身体障害者デイサービス費( )により算定する単位数に、100分の99.2を乗じて得た単位数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に、100分の100.69を乗じて得た単位数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)(食事の提供を行う場合にあっては30単位を、利用者の送迎を行う場合にあっては54単位をそれぞれ当該単位数に加えて得た数)

(2) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年厚生労働省告示第539号)に掲げる特別区における居宅介護に適用される割合に10円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、利用者負担額は、1月につき、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 同一の世帯に属する配偶者についてサービスのあった月の属する年度(サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 9,300円

(3) 同一の世帯に属する者がサービスのあった月の属する年度(サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であるもの又は同一の世帯に属する者がサービスのあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)(同条第1号及び前号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であって、この号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに限る。)であるもの 0円

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。